

長 第 8 7 5 号  
平成 2 5 年 3 月 2 8 日

各特別養護老人ホーム開設者  
各養護老人ホーム開設者  
各軽費老人ホーム開設者  
各指定居宅サービス事業者  
各指定介護予防サービス事業者  
各介護老人保健施設開設者  
各指定介護療養型医療施設開設者

様

和歌山県福祉保健部  
福祉保健政策局長寿社会課長  
( 公 印 省 略 )

和歌山県老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める各条例に係る  
実施要綱について（社会福祉法、老人福祉法及び介護保険法関係）

平素は、本県高齢者福祉の推進に、御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、下記の各条例が平成 2 4 年 1 0 月 5 日付けをもって公布され平成 2 5 年 4 月 1 日より施行されるところですが、条例の施行に関して必要となる内容についてを別添要綱のとおり定めましたので御了知いただきますとともに、その取り扱いについて遺漏のないようお願いいたします。

また、下記の各条例の適用を受ける、和歌山市以外の施設・事業所等に周知いただきますようお願いいたします。

記

制定・公布した条例（基準条例）

1 老人福祉法関係

- ( 1 ) 和歌山県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ( 2 ) 和歌山県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

2 社会福祉法関係

和歌山県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

3 介護保険法関係

- ( 1 ) 和歌山県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ( 2 ) 和歌山県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- ( 3 ) 和歌山県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ( 4 ) 和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ( 5 ) 和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

<事務担当>

長寿社会課 振興班

サービス指導班

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL 073-441-2519 FAX 073-441-2523

(留意事項)

○人権擁護推進員、災害対策推進員及び衛生管理推進員について

1. 各推進員は、人員基準として配置するものではないので、新たに人員を確保する必要はありません。
2. 任命した各推進員について、県へ届け出る必要はありませんが、実地指導等の際に確認することがあります。
3. 各推進員ごとに、複数名を任命することも可能です。
4. 1人を、複数の推進員（例えば、人権擁護推進員と災害対策推進員）として任命しても差し支えありません。ただし、この場合においては、当該職員に過度の負担とならないよう十分配慮してください。

○人権擁護研修について

県では、人権擁護推進員等を対象とした研修の実施を予定しています。

○併設事業所等におけるみなし規定について

要綱第40で、一の施設等で複数の条例が適用される場合等における、各推進員の配置についての「みなし規定」を定めていますのでご留意願います。